

村上市監査委員公表第1号

令和3年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和4年2月10日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和3年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

令和3年9月29日～令和4年2月10日

2 監査実施団体及び期日

令和2年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
片町区（防犯灯設置補助金）	11月29日
泉町区（防犯灯設置補助金）	
新町区（防犯灯設置補助金）	
羽ヶ榎区（防犯灯設置補助金）	
上助渕区（防犯灯設置補助金）	
黒田区（防犯灯設置補助金）	
下大蔵集落（防犯灯設置補助金）	
中継集落（防犯灯設置補助金）	
にいがた岩船農業協同組合 （村上市村上牛生産振興対策事業（村上牛繁殖牛育成事業）補助金）	
にいがた岩船農業協同組合 （村上市村上牛生産振興対策事業（村上牛認定向上対策事業）補助金）	
三面川鮭産漁業協同組合 （水産振興事業（稚魚購入及び放流事業）補助金）	
荒川漁業協同組合 （村上市水産振興事業（稚魚購入及び放流事業）補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

令和2年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。提出資料件数は補助金及び交付金で192件、負担金で21件であった。この中から補助金12件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

○防犯灯設置補助金

補助金交付要綱に基づかない物品の支給が行われていた。所管課においては、補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

○村上市村上牛生産振興対策事業補助金

補助金等交付基準では、補助金の更新が必要な場合は必ず見直しを行うものとされている。所管課においては、事業効果を検証し、補助対象経費の算定根拠を明確にするよう見直しを検討していただきたい。

○稚魚購入・放流事業費補助金

補助金算出の際、補助対象外経費を補助対象経費として計上されていた。補助金交付要綱に基づき算出した結果、補助金額の変更は生じなかった。所管課においては、補助金額確定の前に十分な審査を行い、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。